

平成24年第4回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	平成24年12月13日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成24年12月20日	13時30分	議長	後藤信八	
及び宣告	閉会	平成24年12月20日	15時57分	議長	後藤信八	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	神前輔行	出	8番	大山勝代	出
	2番	久保山義明	出	9番	片山一儀	出
	3番	牧藺綾子	出	10番	品川義則	出
	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
	6番	重松一徳	出	13番	後藤信八	出
	7番	鳥飼勝美	出			
会議録署名議員	9番	片山一儀	10番	品川義則		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(主幹) 鶴田しのぶ		(書記) 寺崎一生	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一	健康福祉課長		眞島敏明	
	副町長	田代正好	こども課長		内山十郎	
	教育長	大串和人	農林環境課長		松雪靖弘	
	総務課長	小野龍雄	まちづくり推進課長		天本正弘	
	企画政策課長	木村司	会計管理者		毛利俊治	
	財政課長	城本好昭	教育学習課長		内山敏行	
	税務住民課長	天本政人				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第 1 総務文教常任委員長報告（付託議案第42、43、44号議案）
- 日程第 2 厚生産業常任委員長報告（付託議案第39、40、43、44、45、46号議案）
- 日程第 3 討論・採決
- 第39号議案 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 第40号議案 基山町暴力団排除条例の一部改正について
- 第41号議案 基山町議会会議規則の一部改正について
- 第42号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議について
- 第43号議案 専決処分承認を求めることについて（平成24年度基山町一般会計補正予算（第5号））
- 第44号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第6号）
- 第45号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第46号議案 平成24年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 4 請願第 1 号 都市計画道路「日渡長野線」延伸と長野地区の計画的な土地利用に関する請願書、委員会付託
- 日程第 5 所管事務等の調査について（総務文教・厚生産業各常任委員会、議会運営委員会）
- 日程第 6 議員派遣の件

～午後 1 時30分 開議～

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第1に入る前に、木村照夫議員の一般質問に関して総務課長の説明を求めます。小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

木村議員のほうの一般質問の中で、防災行政無線が停電時にどういうふうになるかということ、資料提出のほう言っておりましたけれども、御本人の了解を得て口頭での答弁とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、防災行政無線につきましては全部で29カ所あります。そのうちに屋外、屋内がありまして、屋外の5カ所、3部の消防団、それから上野、文教通り、南谷、天台寺、この5カ所と屋内の施設、各公民館等のところに主につけておりますけれども24カ所。この停電時の対応につきましては、屋外施設につきましては1時間内に5分の放送を行っていく形で24時間の稼働がある。それから屋内の施設につきましては、同じく1時間に5分の放送を行って12時間の稼働があるということで、停電時の機能ということで報告させていただきます。

日程第1～2 総務文教常任委員長報告、厚生産業常任委員長報告

○議長（後藤信八君）

日程第1．総務文教常任委員長報告、日程第2．厚生産業常任委員長報告を一括議題とします。

まず初めに、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。鳥飼総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（鳥飼勝美君）（登壇）

それでは、総務文教常任委員会の審査報告を行います。

第42号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議について

第43号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度基山町一般会計補正予算（第5号））中付託分
（歳入全般及び歳出2款、14款）

第44号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第6号）中付託分

（歳入全般及び歳出1款、2款、7款、9款、10款、13款1項、14款）

本委員会は、12月17日付付託された上記の議案を審査の結果、第42、43号議案は原案を可決・承認すべきもの、第44号議案は一部を別紙のとおり修正可決すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告します。

なお、第43、44号議案に対する審査の経過は、次のとおりです。

記

第43号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度基山町一般会計補正予算（第5号）中付託分（歳入全般及び歳出2款、4款）

歳出

（4款1項1目2節）

職員の人事異動のための給料66万6,000円について質したところ、12月1日付で人事異動を実施したための専決処分との説明を受けた。人事異動等の費用は専決処分の対象とは考えにくい。今後の専決処分に当たっては、地方自治法が定める専決処分の基準に照らして適正な処理を図るよう強く要望した。

第44号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第6号）中付託分

（歳入全般及び歳出1款、2款、7款、9款、10款、13款1項、14款）

歳入

（14款1項2目1節）

基金の国債での運用状況について質したところ、現在国債での運用を行っている基金は、福祉振興基金2億円、公共施設整備基金2億円、文化及び体育振興基金1億円で、利率は年1%または1.5%となっており、年間利息は国債運用分で650万円となるとの説明を受けた。

（16款1項3目1節）

ふるさと応援寄附金の残高が466万1,000円になるとの説明を受けた。寄附金の活用については、現在具体的な事業等が示されていないが、寄附者の意向に配慮した具体的な事業への取り組みを要望した。また、この基金への賛同を得るための広報、PRを積極的に実施されるよう要望した。

歳出

（1款1項1目3節）（2款1項1目3節）（2款1項4目3節）（10款1項2目3節）

管理職手当 4 名分41万6,000円について質したところ、来年 3 月で定年退職する課長の下に円滑な引き継ぎを行うため管理職として参事を新設するものとの説明を受けた。委員会としては、引き継ぎのために参事という管理職を新設することに対し疑義があるとして修正案を提出することとした。

(10款 4 項 3 目13節)

基肄城跡水門石垣保存修理に伴う遺構図化委託料51万5,000円について質したところ、水門石垣の追加調査のためとの説明を受けた。この事業は平成24、25年度で石積みを完了し、平成26年度で案内看板設置等の環境整備を行い事業を終了する予定である。なお、来年の年明けにも一般住民の方へ現場説明会等を実施するとの説明を受けた。

続きまして、第44号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第 6 号）に対する修正案の説明をさせていただきます。

第44号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第 6 号）の一部を次のように修正する。

第 1 条の歳入歳出の補正を1,511万5,000円を1,469万9,000円、減額41万6,000円。また同じく歳入歳出合計56億1,651万7,000円を56億1,610万1,000円に改める。

第 1 表歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

減額した歳出に見合う歳入として、基金繰入金を41万6,000円歳入として減額いたしております。

歳出としては、議会費、総務費、教育費おのおの 4 名分を減額いたしております。

次です。事項別明細について説明させていただきます。

歳入といたしまして、先ほど減額しました41万6,000円を歳入の基金繰入金を減額して補正額として1,258万4,000円、トータルとして 3 億6,854万8,000円、トータルとして補正前が56億1,040万2,000円、補正額は1,469万9,000円、合計の56億1,610万1,000円に減額修正させていただきます。

歳出といたしまして、歳出につきましては 5 ページの事項別明細の費目によって説明させていただきます。

議会費、管理者参事の管理職手当分を10万4,000円 1 人分減額させていただきます。

6 ページでございます。

総務費として一般管理費分を10万4,000円減額させていただきます。4 目の会計管理費が同じく10万4,000円減額。それと、教育総務費の事務局費として10万4,000円の減額、

合わせて41万6,000円を減額をさせて修正案を提出させていただいています。

よろしく願いいたします。

○議長（後藤信八君）

次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。品川厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（品川義則君）（登壇）

それでは、厚生産業常任委員会の審査報告を行います。

第39号議案 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正について

第40号議案 基山町暴力団排除条例の一部改正について

第43号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度基山町一般会計補正予算（第5号））中付託分
（歳出3款、4款）

第44号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第6号）中付託分
（歳出2款1項6目、7目、3款、4款、6款、8款、9款1項5目、10款6項、13款2項（付託を受けた歳出に関連する歳入の確認を含む））

第45号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

第46号議案 平成24年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）

本委員会は、12月17日付付託された上記の議案を審査の結果、第39、40、43、44、45、46号議案は原案を可決すべきものと決定をいたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第44号議案に対し議案の修正動議があり、賛成少数により不採択となったことを御報告をいたします。

なお、第39、44号議案に対する審査の経過は以下のとおりであります。

第39号議案 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正について

放課後児童クラブ指導員の募集方法について質したところ、従来は2月に庁内全体で臨時職員の募集を行っており、町の臨時職員募集は60歳までだが、放課後児童クラブの指導員については65歳まで募集を行っている。また、子育て支援団体等にも要請をしていきたいとの説明を受けました。

対象学年の拡大で高学年児童に対して、指導員が保育等を十分に行えるか大変危惧しているのではないかと質したところ、年度当初に保護者を交えた懇談会を行っている。その中で

十分に協議し、問題等があれば随時担当課が対応するとの説明を受けました。

放課後児童クラブへ登録したくてもできない家庭の児童に関しては、減免措置などの対応等を説明していく。また高学年の活動の場については、役場別館の利活用等も検討していくとの説明を受けました。

児童クラブ運営において直営で行っているが、他の自治体においては運営協議会方式や業務委託など指導員の労働条件などの課題を検討しているところもある。運営方法を見直す時期にきているのではないかと質したところ、今後研究していきたいとの説明を受けました。

指導員の勤務体系について質したところ、勤務シフトは1日7時間45分で組んでいる。突発的な事故等が発生した場合には、事案に即した対応を行っているとの説明を受けました。

委員会といたしましては、本会議の答弁には十分な資料をもとに適切に行うように要望をいたしました。

第44号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第6号）中付託分（歳出2款1項6目、7目、3款、4款、6款、8款、9款1項5目、10款6項、13款2項（付託を受けた歳出に関連する歳入の確認を含む））

歳出

2款1項6目1節

地域公共交通会議委員報酬2万9,000円について質したところ、2月以降に1回会議を行うものであるとの説明を受けました。地域公共交通確保維持改善事業については、平成25年度に地域公共交通調査事業をコンサルタントに委託して実施をする。コンサルタント委託業務については、運行料金体系、関係機関との協議等を行うことになる。年度当初に発注し10月までに結論を出すために、地域公共交通会議を6回程度開催する。会議の結果、有料化した場合には申請から審査終了まで約3カ月かかる見込みで、平成26年新しい運行体系での運行となる予定であるとの説明を受けました。委員会としては、アンケート等を実施するときは十分町民のニーズを把握するよう要望をいたしました。

以上で、審査の報告を終わります。

○議長（後藤信八君）

委員長報告に対する質問ですか。片山議員。

○9番（片山一儀君）

今、厚生産業委員長の報告を聞いたんですが、修正動議が出されたという説明がありまし

た。何の修正動議を出されたのか。それで修正動議が出されるぐらい大きなことがあったにもかかわらず44号議案の審議経過に報告されていません。そこらあたりをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（後藤信八君）

審議経過に対する質問です。品川厚生産業常任委員長。委員長報告に対する答弁は前で行ってください。

○厚生産業常任委員長（品川義則君）（登壇）

ただいま片山議員から審査内容経過について質問がありましたので、御答弁をいたします。

修正案は、重松一徳議員の動議によって提案されました。提案内容は、歳出の3款の民生費、1項、社会福祉費の……。失礼いたしました。歳出の3款、民生費、1項の社会福祉費の管理職手当の10万4,000円に対する更正の動議であります。動議を受け入れまして採決をいたしましたところ、賛成2、反対3ということで採択はされませんでしたので、原案を可決と、原案を採択という形になりました。

以上であります。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

委員長報告の中には、今3対2とおっしゃったのですが、少数意見が2人以上ある場合には記録に残すようになっていると思うんです。そこらあたりも明らかにすることがこれからやっぱり議会の審議をきちっとしていくことになるだろうと思いますので、よろしく御指導のほどをお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

以上で各常任委員長の審査報告が終了しました。

日程第3 討論・採決

○議長（後藤信八君）

日程第3. 討論・採決を行います。

第39号議案 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正についての討論を行います。久保山議員。賛成か反対か明示して登壇してください。（「反対です」と呼ぶ者あり）

○2番（久保山義明君）（登壇）

2番議員の久保山義明です。

第39号議案 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正について反対の立場で討論いたします。

今回、39号議案には放課後児童クラブの条例改正に2つの案件が含まれています。そのうちの1つ、午前8時からの開館時間については私自身一般質問で取り上げ、長期休業中における開館時間を早めるよう求めてきた案件であります。保護者の出勤時間を考慮し、児童が置き去りにされない、保護者の安心感を助長するためにも開館時間を早めるよう求めてきました。そこで、今回上程されたことについては非常にうれしく思い感謝申し上げたいと思います。ただ、この時間帯の明記については果たして条例の中に記載すべきなのかどうか、できる限り現場の意見を聞きながら対処すべき問題ではないのかという提案もあわせてさせていただきます。また、指導員の方々も時間延長の件は理解していただいていることをつけ加えさせていただきます。

しかし、もう一つの案件、対象児童を6年生までに引き上げる件についてはどうしても納得がいきません。余りにも安易な発想にすぎないと言うしかありません。確かに国の政策も社会保障と税の一体改革でことし8月に子供子育て関連法案を可決させ、2015年までに対象年齢をおおむね10歳までという規定から小学生全ての児童という拡大がなされました。これは予定されている消費増税に伴う予算配分総額7,000億円の措置であります。同時に市町村に対し地域子育て支援拠点など地域の多様なニーズ、地域コミュニティの子育て支援の拠点を確保もうたわれており、当基山町においてはその中身について具体的な議論は何も進んでおらず、よって現段階においては反対せざるを得ない状況であります。まず、やらなければならない子供たちの居場所づくりについての議論とともに、以下の理由からこの議案に反対いたします。

その理由を申し上げますと、まず基山町において5年生、6年生が現在の放課後児童クラブに入所したときの対応が全く確立されていない点。これは低学年、中学年と比べその対応は全く異なることの認識が行政側でないこと。

次に、指導員のコンセンサスが得られていない点。議案審議の答弁では、一定の理解を得たとのことですが、私がヒアリングさせていただいた指導員の反応とは大きな隔たりがあります。

次に、定員を110人から120人に枠を広げざるを得なかった現段階でのひまわり教室におい

て、低学年を優先するというものの、万が一中途入所希望者が出た場合には低学年の児童が待機児童となる可能性を多く含んでいる点。

次に、子育て支援の一環と言うものの、そこには大人の論理しかなく子供の視点が欠けている点。

次に、高学年児童の自立心、主体性を妨げる原因になりかねない点。

次に、なぜ放課後の子供たちと放課後児童クラブのみを直結させるのかという点。これは、決算委員会でも申したように放課後児童クラブに通える生徒はある意味ぜいたくであり、逆に行きたくても行けない子供たちの視点が欠けています。今こそ全児童の放課後のあり方を考えなくてはならないという町としての方向性が全く見えてきません。

次に、対象年齢、時間の延長の申し入れにもかかわらず指導員の待遇改善がまるでなされていない点。そして、基山町次世代育成支援後期行動計画には障害児の受け入れなどが明記してあるにもかかわらず、明記していない事項を優先させるという点。ほかにも挙げれば切りがありません。

私は4年間放課後児童クラブの学年延長、時間延長の児童たちとともに過ごしてきました。そこには保護者のニーズのほかに子供たちを救いたいという信念があったからこそやらなければならなかった事業であります。また、県のガイドライン策定の際にも佐賀県学童保育支援センターの運営委員でありながら、この6年生までの受け入れには一定の基準は必要という観点から大きな疑問を持っていました。子供たちの放課後には、大きな学びと自由とみずから考える力、つまり子供たちの育ちの上で欠かせない要素が多くあります。先月11月12日に総務文教委員会は議長とともに豊後高田市へ視察に行きました。そこで見た光景は、まさしく子供の放課後のあり方を自治体を挙げて支援している姿でした。基山町においての教育ビジョンや子供の育ちを目指す方向性の確立こそ、これから本気と覚悟をもって取り組むべきと考えます。地域の子供は地域で育てるという町民挙げての取り組みこそ基山町が目指す協働の推進ではないのでしょうか。役場別館の活用方法は、今から子供の育ちを支援する方策が話し合われるはずです。子供の居場所をどう確保するか、子供の自主性をどう育てるか、まず来年度1年かけてここの部分を話し合うこともできるはずです。保護者のニーズのみに応えるのではなく、子供たちのためにこども課、教育委員会、社会福祉協議会、学童保育支援センターを初めとしたNPO、学生そして住民の皆さんたちと非公式にでも地域円卓会議を開催し、子供を取り巻く新しい公共の取り組みをやっていく。理想論かもしれませんが、

私はこの事業のみではなく町としてのこれからの方向性をこの機会に期待しています。

つまり、この学年延長の結論は1年後からでも決して遅くはありません。まず、1年間時間をかけ周辺整備について議論すべきです。各議員の皆様、どうか時間をください。

最後に、現段階においてもう1度繰り返しになりますが、指導員との協議も十分ではないまま、またさきに述べた、今必要なことが何も議論されない安易な年齢引き上げには反対せざるを得ないことを申し上げ、これで私の反対討論を終了します。

○議長（後藤信八君）

ただいま久保山議員から反対討論がありました。賛成討論はありますか。重松議員。

○6番（重松一徳君）（登壇）

第39号議案 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正について賛成の立場で討論をいたします。

先ほど、久保山議員のほうから反対の討論をされました。私も聞いていて、大変気持ち的には理解をいたします。しかし、この基山町放課後児童クラブは条例によって設置が義務づけられております。その条例の中に、第4条基山小学校4年生を今度6年生にするという条例改正。それと第5条第1項第1号中の8時30分を8時にすると、これは両方とも条例でうたっております。どちらかを認めてどちらかを認めないというわけにはいかない条例でもあります。そして、長期休業、土曜日について現行の8時30分を8時にしてくれという多くの保護者の意見、これは久保山議員が一番理解しているし一般質問等でも取り上げ、町執行部に再考を求めた部分でもあります。これはまず優先的にしてもらおうと、やろうと思えばこの条例を改正しなければならないという部分がまず第1点、私が賛成する部分です。

そして先ほど、小学校4年生を小学校6年生にする。この問題点、私も理解します。一般質問等でもしたこともあります。そして、従来小学校3年生を小学校4年生、今現行4年生にしていますけれども、そのときにも今の議論は出ました。指導員の問題、特に指導員が女性で構成されている問題。そして正規職員ではなく非常勤、臨時職員で対応されている問題。大変、待遇改善が進んでいない問題。これらも全て質問等もして、今回の厚生産業常任委員会の中でもそれについては質問をしてきました。その中で一定程度、この直営方式を先ほど品川厚生産業常任委員長のほうから報告がありましたように、本当に直営でしたほうがいいのか、それとも運営協議会または業務委託方式を採用したほうがいいのか、この根本から今考える時期にきているということも常任委員会の中では議論をし、そして担当課長のほうか

らはこれについてはぜひ研究をしていきたいというふうな回答等もっております。

そういうのも総合的に勘案すれば、私はこの第39号議案を全体で可決して、そしてその中で今後の放課後児童クラブのあり方を再考していただくというのが一番いいのかなと思っております。この設置は、条例は4月1日施行です。あと3カ月間余裕があります。ぜひともその中で、指導員の方にも意見も聞く中で、そして特に男性指導員等も求めているところでもありますので、ぜひとも募集のあり方含めてしていただきたいと思います。ただ、非正規臨時職員ということで、これは日々雇用職員の条例で規定されている部分もありますので、放課後児童クラブの指導員だけを特例扱いにするわけにはいかないという、これは基山町全体の臨時職員の扱いにも関係する部分でもあります。これについては、やっぱり議会としても十分今から審議する中で、場合によっては町執行部のほうに条例の改正も求めるというのも片や提起する中で、久保山議員とは相反する賛成討論にもなる部分もありますけれども私の気持ちとして賛成の討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（後藤信八君）

ほかに討論される方はありますか。片山議員。賛成ですか、反対ですか。

○9番（片山一儀君）（登壇）

反対の立場で討論をいたします。

私、今回の一般質問でコンプライアンスとイメージーションと、それから創造ですね、クリエイションということで質問させていただいたんですが。この議案審議のときに、要するに心理学、発達心理学、児童心理学の配慮がされているのかと、こういう質問をしたんです。時間を広げることにはいいことだと思います。それからこれを受け入れ態勢、男女が働ける環境をつくることもいいことだと思います。しかしながら、この小学校3年、4年、あるいは5年、6年というのは非常に微妙な時期です。きのう里山の近くで試験的に預かりをされているところへ伺いました。それから福岡で同じようなこういう指導員をされた経験のある方が今けやき台におられます。もっとですね、どうも基山町の行政は余りものを安易に考え過ぎる。いろんなケースを想像しないでやっていっている。協働にしてもしかり、これもただ延ばせばいい、延ばすときにはこの年代のこの5年生、6年生がどういう状況にあるのか、どういうことにあるのかということ、その手を打たないでただ広げるだけ。こういう行政のやり方、要するにイメージーションの不足をしたやり方、これはね、改めないといけません。

そのためには、この条例についての審議を保留をするなり、あるいは否決をしてやはりもう一度考え直さないと、きめ細かな配慮がないとですね、きのう私は喫煙のことでも言いました。きのうかな、おとついな、一般の方がここに庁舎に来られて喫煙するときに野ざらしでやる、職員が野ざらしでは構わないけれども、来られた住民の方が来られたときに吸いたかったらやっぱり野ざらしに行かなきゃならない。そういうね、配慮、小さな検証がなされていないんです。今のままであそこの、誰かがおっしゃいましたね、どなたか議員がおっしゃった、おりの中にと言われたけれども。5、6年の男の子、まあ女性もあります、女性の初潮が始まっています。昔は初潮は中学からでした。今、小学校5年ぐらいから初潮が、もっと早く4年ぐらいから始まっています。そういう非常に微妙なところですね、微妙な配慮をしないでただ拡大をしていくということには、非常に問題があります。

2つ、1つもっと行政のやり方を変えていただきたいという点と、今のまま実行すると非常に問題点があるということで、あとは久保山議員のほうから細部いろんなことをおっしゃいました。重松議員のほうからも言われました。両方あわせてですね、もっと抜けているところのそういうところをきちっと踏まえて、やっぱりいかないと本当のいい行政サービスができないという観点で、これを反対をさせていただきます。よろしく皆さんも御検討をいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（後藤信八君）

ほかに討論される方はおられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第39号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

起立多数と認めます。よって第39号議案 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正については可決されました。

第40号議案 基山町暴力団排除条例の一部改正についての討論を行います。討論をされる

方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第40号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第40号議案 基山町暴力団排除条例の一部改正については可決されました。

第41号議案 基山町議会会議規則の一部改正についての討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第41号議案を採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第41号議案 基山町議会会議規則の一部改正については可決されました。

第42号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議についてに対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第42号議案を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第42号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議については可決されました。

第43号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度基山町一般会計補正予算（第5号））の討論を行います。討論される方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第43号議案を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告は承認です。本案を総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第43号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度基山町一般会計補正予算（第5号））は承認することに決定されました。

次に、第44号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

ここで、鳥飼勝美議員外1名から修正の動議が提出されておりますので配付します。

配付漏れはありませんか。

修正案を本案とあわせて議題とし、修正案提出者の趣旨説明を求めます。鳥飼勝美議員。

○7番（鳥飼勝美君）（登壇）

それでは、第44号議案の基山町一般会計補正予算（第6号）に対する修正動議の提案理由を説明させていただきます。

私の今回の修正提案につきましては、ちょうどまた予算のところでは言いますけれども、これにつきましては総務常任委員会のほうで4名の分の管理職手当につきましては削除すべきというふうな委員長報告をさせていただきまして、もう1人残る1名が福祉関係といたしますか、厚生産業常任委員会としては原案どおりというふうなねじれといたしますか、そういうふうになっておりますので私と久保山議員と2人で全体の5名の分につきましてはの修正動議を出させていただいているわけでございます。

そこで、私の今回のこの修正案といたしまして、町長のほうが補正予算を提出されました。その中で新たに参事として管理職5名を新設すると、管理職手当52万円を計上されております。

すが、先ほど言いましたように次の理由で全額の削除を求めるものです。

その理由といたしましては、今回の町長の提案の管理職の新設は、来年3月で定年を退職される管理職の下に参事という管理職を来年の1月から3月までの3カ月間新設すると。そのことによって課長の下で事務の引き継ぎの円滑化を図るといふ、町長の提案理由、私にはどうしても理解しがたいためであります。そもそも管理職とは、その職務の責任と権限に基づき、その事務を町長と表裏一体として遂行する立場であり、来年の退職者の事務引き継ぎのために参事制を置くという安易な考え方とは全く考えを異にするものと考えております。

また、ことしの3月に管理職6名が退職されましたが、そのときは課長を参事に降格するという緊急避難的な措置でしたが、ことし4月からは田代副町長が就任され職員管理上課長退職による事務の引き継ぎ等は適正に行われておるところでございます。

また、退職する課長の事務引き継ぎを円滑に実施するためということでございますが、そのためには私は退職する課長の下に次期課長補佐等を配置することにより解決するものと思っております。

このことから、私は他の市町村においても実施されることがないような課長退職による引き継ぎ期間3カ月間だけ特別に参事という管理職を設置するということは前代未聞の補正予算には到底賛成することはできないのでございます。このため、この修正案を提出させていただいておるわけでございます。

それでは、お手元の別紙修正案について説明させていただきます。

表紙としまして、修正動議2名の私と久保山議員で提出させていただいております。

次の別紙です。

第44号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第6号）に対する修正案でございます。この中の一部改正でございます。

第1条中の補正額1,511万5,000円の補正を1,459万5,000円、5名分の52万円の減額補正額に修正でございます。

歳入歳出合計56億1,651万7,000円を56億1,599万7,000円、これも同じく5名分の52万円の減額の修正でございます。

第1表の歳入歳出予算補正の一部を款項に掲げておまして、これにつきましても52万円を歳入の基金繰入金から減額をさせてこの数字になっております。

同じく歳出につきましては、議会費、総務費、民生費、教育費、これにつきましても5名分

の修正をさせていただいております。

次が参考でございます。事項別明細書でございます。

これも同じように歳入といたしましては基金の52万の減額と、歳出といたしましては5名分の52万円の減額を修正させていただいております。

次のページを、事項別明細書の節まで入った分でございます。

歳入の減額する基金繰入金といたしましては、財政調整基金繰入金を52万円減額させていただいて1,400万の補正を52万円引きます1,348万円に修正をさせていただいております。

次に歳出でございます。

議会費といたしまして、3節の職員手当を全額10万4,000円削除でございます。

次のページでございます。

総務管理費1目2目のそれぞれ職員手当を2名分の削除でございます。

次、3款でございます。社会福祉費、社会福祉総務費を職員手当を1名分を削除でございます。減額をさせていただいております。

次に、教育総務費として同じく管理職分を1名分合計5名分の52万円を削除させていただいているわけでございます。

以上で、私のこの予算修正案に対して説明させて終わらせていただきます。よろしく御審議いただき御賛同いただきますようお願いいたしまして終わります。

○議長（後藤信八君）

ここで暫時休憩し、修正動議の取り扱いを協議するため議会運営委員会の開催を求めます。

～午後2時20分 休憩～

～午後3時01分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

質疑に入ります前に、先ほどの提案理由の趣旨説明の中で修正があるそうですので、修正を求めます。鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）（登壇）

それでは、議長の許可をいただきました。先ほど私のほうが提案理由の中です、ことしの3月に管理職の方6名が退職されてそのときは課長職の10%の管理職手当から8%の参事職に降格されましたというふうな発言をしております。執行部のほうから降格じゃないと

いうことで、私もそういうことで降格というのを訂正させていただきます。よろしくお願ひ
します。

○議長（後藤信八君）

それでは、修正案の趣旨説明がありました。修正案に対する質疑を行います。重松議員。

○6番（重松一徳君）

議題第44号 平成24年度基山町一般会計補正予算（第6号）に対する修正動議が出され、
それに対する質問を行います。

鳥飼勝美議員、久保山義明議員に質問いたします。

大変この議案は私ども議員、大変難しい判断を迫られる議案でもあります。町長が出され
た補正予算、それを議員として修正を加えるということにはよほどの理由が、きちとした
理由がまず必要なんだと私は思っております。

先ほど提案理由を述べられました。その中で、私も思うように今回の参事のあり方につい
ては大変疑義を持っているところでもあります。しかし、それだけでは私は修正の動議とし
てはいささか不十分なんだというふうにも思います。というのは、町長が自分の職権に基づ
いて参事を配置したいと、その予算をつけたいという部分に対しての修正ですので、私はこ
れは管理の中身も含めての修正ですので逆に修正を求める側がきちとやっぱりこれに対す
る意見、そしてメッセージを発しななければならないと思います。一体じゃあこの否決して修
正して、修正を可決して、1月、2月、3月どのようにして管理職の方の強化、職員の強化
を図っていくのかという部分ではきちと議会側が、議員がそれに対してこういうふうにし
てくださいというメッセージを発しななければならないと思います。これについて両提出議員
の意見を求めます。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）（登壇）

それでは、重松議員の質疑に対して、全て満足する回答が出ないかどうかは知りませんけ
れど、御回答いたします。

私はもう基本的にその町長が行政改革のもと、15課あった課を10課まで削減されて非常に
御努力されて職員の方も大変だと思っておりますし、特にもう前からわかっておりましてけ
れど、ことしの3月には管理職6名、来年の3月には5名というのはもう十何年前からわか

っているわけですね。定数といいますか管理職は、その点は当然町長も9年目の町政を過ごされていますから、その中で当然こういうことがあったと思うんですよね。だけれどもこうしても、どうしても来年終わるから来年1月から3月までには参事職を置いてくれと、置いてくれというか置きたいと町長がされました。それで私も一般質問というか議案審議の中でも町長にも尋ねましたけれど、私はどうしても町長が来年の1月から3月までですね、参事を置かなければならないという必然性を私にはどうしても理解できないんですよ。そこが一番私はこの修正案を提出した一番の流れであって、それでどうしてもこれをしないと行政が回らない、住民サービスが低下すると、そういう格好のあれなら私も当然ある程度賛成しますけれど、引き継ぎのためだけにその参事制への管理職を置くというふうな考えが私当然、当然というか本当にわからない、私と町長相当その辺が違うかなと思いますけれどもですね。その辺が一番の念頭で、今回の修正案をですね。私としてはもう係の長として副町長も就任されておりますし、ことしの1月からの参事制度はもう基本的に違うと、状況が来年の1月からとは違うという考えから修正案を提出させていただいております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）（登壇）

突然の重松議員からの質疑で少々戸惑っておりますけれども、やはり重松議員が言われるようにここは非常に大事な案件でもあります。提出者としてやはりメッセージは強く出さなければいけないとも思っておりますので、お答えさせていただきます。

先ほど鳥飼議員の中にもありましたけれども、昨年度6名の管理職、そしてことし5名の管理職が一気に退職する。これは町長が8年間やってきた町政運営の中である程度予測はついていたことだと思います。それをこの場になって、恐らく相当悩まれたと思います。しかしながら、この場になって引き継ぎのために管理職を置かなければならないというやり方にはどうしても納得がいきません。

また、昨年この参事職の件で町民の皆様から多くの批判を浴びました。それは私たち議員に対しての批判も数多くありましたし、行政執行部に対しての批判もかなりあったと思います。その中で、私たち議会としてもまず第1に副町長が不在であること。また、現課長を参事職に降格という言葉は使いませんが、落としてまで対応せざるを得なかった緊急措置であること。全てのことを鑑みながら議会として可決させたわけです。そしてことし、引

き続きこの参事職を行うということに対して、私先ほど放課後児童クラブについて反対討論を行いましたけれども、これについても余りにも安易な発想にすぎないんじゃないかと、もっともっと熟慮すべき案件なんではないかということをおっしゃっていただきます。

そして今回、再びこの参事職を私たちが受けとめた場合に、可決させた場合には恐らく昨年以上の批判が私たちのもとに来ると思います。これは、逆に行政に対しての信頼、議会に対しての信頼を失墜させる可能性も含んでいるというふうに思っています。つまり、私たちは今回の参事職をそのまま受けてしまえば、どう住民の方へ説明していいのか皆目見当もつきません。何の理由のためにこの管理職を、ただ引き継ぎのためだけに管理職を置くのかと言われたら返す言葉がありません。やはり今回議会として非常に重い決断を迫られております。しかしここで、この基山町議会が独立した機関としてきちっと判断を示さなければ、この基山町のこれからのことについてももっともっと数多くの判断が、そして住民からの信頼が失われる可能性があると思ひ、発議者として署名をさせていただきました。

以上です。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

今修正案のですね、理由としてただ引き継ぎのためにだけと、納得いかないというような提案理由でございます。私はそのことが納得いかない。ただ引き継ぎのためではないと思うんですね。やはり、次の課長、課長がまあ3月いっぱいやめられるという中でですね、やはりその後の課長をきちっと育て上げないかと、それは町政をやっていく上で私は当然のことだと思うんですよ。それを曖昧にしてはならないと。いや、係長の中から選んで課長にすればよかろうもんという考え方もあるかも、それはそういう考え方でしょうけれどもね、そうじゃないと思うんですね。5名もやめられるということは、私は本当に町政に責任が負えるのかと、そうなったときにね、やはり次の課長と思われる人をやはり育成する必要があると、これは非常に大事な問題。それを係長でね、やれるのかと。やはり参事という管理職を置いてね、なって、やはり来年度の予算編成に携わってもらおうと、責任を持ってもらおうと、来年度の予算というのは町民のサービスに直結する部分ですよ。それにきちっと責任持って対応してもらおうと、これは非常に私は大切な部分だと思うんですよ。だから、ただ単に引き継ぎのためにと、まだほかにもあると思いますけれどもね。これはどうも私は納得いかない。

住民サービスから見てですね、私は当然のことと、それはやっていただかねばならないと、そういうふうを感じるわけですが、それでも再度説明をお願いします。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）（登壇）

松石議員の質問にお答えします。

全く私と逆なお考えで、当然全部が全部いろんな考えあると思います。結局、この引き継ぎのためというのは町長が言われたんですよ。私が言ったんじゃないですよ。町長が言われたんですよ、町長が引き継ぎのためにしようと。それを言われたから私は引き継ぎのためというふうに言っているんですよ。だからそうお聞きになりたくなれば町長にお聞きになるほうが良いと思いますけれども、私はそもそも5名、私は過去にも基山町としては3名も4名、5名はどうかしら3名、4名同時に課長をやめられた時期があったんですよ。そのときも何ら参事とかそういう管理職あたりは置いてないですよ。去年とことしがただ、たまたまと言ったら失礼ですけど5名と6名だから管理職を置くという考えにですよ、根本的に松石議員とは全く反対ですけどですよ、は、必要ないという考えで。引き継ぎだけというのは町長のほうの発言でございますので、よろしくをお願いします。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

町長に答弁求めているんですかね。

○議長（後藤信八君）

いや、これは議員修正提案に対する質疑ですので、執行部には、議案審議ではありませんので、執行部には質問は認めません。久保山議員。

○2番（久保山義明君）（登壇）

松石議員の御質問といいますか、メッセージについて私なりの考えをお答えいたします。

先ほど参事にきちんとついて、その気持ちをもってこれからの3カ月間をやると、だから必要だというふうに松石議員は言われましたけれども。私は全く逆で、参事の職を与えられたらやる、係長のままだとやらない、これはどうかと思います。私議案審議の中でも言わせていただきましたけれども、今本当に基山町に求められているのは、町長をみんなで支える

という組織風土なんです。町長をどうやってこの140人が一致団結して支えていくかと、一つのベクトルに向かっていくのか、そこが一番求められているはずです。それを、この職についたからやる、この職ならやらない、こんなばかげた話はないと思っています。そういった意味でも、今回の修正議案に署名をさせていただきました。

○議長（後藤信八君）

ほかに、質疑される方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、質疑を終わります。

それでは、第44号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第6号）の修正案に対する討論を行います。

討論される方、片山議員から。

反対討論からですか、では反対討論から。

○11番（林 博文君）（登壇）

今回提出されました第44号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算の第6号に対する修正案、歳入の17款、繰入金、歳出の1款の議会費、1項の議会費、または2款の総務費の1項、総務管理費、3款の民生費の1項、社会福祉費、10款の教育費の1項、教育総務費の5項目のそれぞれの節の職員手当の管理職手当各10万4,000円、合計で52万円についてであります。が、来年3月末に5名の課長が退職されることに伴いまして、参事職という管理職手当の修正案です。が提出されておりますが、この修正案については必要はないというふうに私は思うところであります。そういうようなところから討論をさせていただきます。

この案件については、関連で今年1月1日付で5名の、1人は12月いっぱい退職されたということでまだ退職期間じゃなかったわけですが、5名の課長が24年の3月に退職されるということによる参事職という人事をされ、実施されました。議員の方からは、何でそのようなことをされるのかということで多くの意見が出されたわけですが、その理由についてはいろいろありましたが、結局は執行部提案どおり1月1日付で新しい課長さんが辞令を受けられ今日に至っておるところです。今回は、ちょうど12月議会の1年前の議員から出た意見等を踏まえ、町長は現職の課長は3月までとし、後続の課長に参事職という制度をとられ、議員から意見などを出されたことについては改正をされて今回提案をされております。係長職

を参事職に辞令を発令されることは、職員のやる気を引き出し、それぞれの課で課長、参事という管理職の立場で課長はそれぞれの参事とする者の教育をするという立場で自分の課をしっかりと事業計画を立てて、平成25年度の予算編成に当たっていただくという思いであります。現在、基山町は抱えている今日の諸問題本当にたくさんあります。特に社会福祉の問題、または人口増対策の関係など、思い切ったですね、事業に取り組んでいただきたい。町民の方が基山に住んでよかったと思われるような事業方針を推進していただきたい。

また、この管理職、参事はもう管理職というような立場になるわけですが、管理職として事業計画はですね、一人で事業計画を立てるよりやはりこの3カ月大変今諸問題が抱えておる中でですね、考えていただいて事業提案に邁進していただきたい。確かに異動による課の戸惑いはあるかと思えます。1月から3月までの3カ月間の期間は、3月議会も開催されます。議会等の対応も十分課長参事もですね、勉強していただきまして25年度に向けて当初予算に当たっていただければというふうに思っておるところです。

私は今回のような参事制についてはですね、今後もですね、このような制度がもし課長さんが1名でも3月末でやめられるような形であれば検討していただいても結構じゃないかというふうに思うところです。そういうことから、今回の修正案は必要はないということで討論をさせていただきました。

またつけ加えとしては、町長のトップダウンとしてですね、これはこうしたほうがよいと思われる事業については私はどしどし取り入れてもらいまして、このような人事について当たっていただきたいというふうに思うところです。

それから、これはもう別な方向になりますが、民間ではですね私も長く勤めさせていただきました、またほかの企業を見ますと多くの企業がですね、このような役職定年制の取り扱いなど本当にされて、やはり若い者を育てる、そしてやっぱり継続する、事務引き継ぎをするというような形の交代事業の職員異動というのはどこの企業もされております。それがやっぱり会社の業績にもつながるし、今後の基山町の発展にもつながるものと思えます。やはり若い者を、できるものはやっぱり上げるというような形の方針で、民間企業に倣ったこの職員異動についてのやり方については、私は賛成をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）（登壇）

修正案に賛成の立場で討論をいたします。

今、林議員が何を言われているか、よく私には理解できなかった。予算は要らないけどポストは設けるみたいに聞こえたんですけれども。

私は去年の12月からこの参事ということについて反対をしてきました。それでいろんなところでそのときも申し上げたように、いろんな人とのディベート、意見交換もしてきました。それは後でちょっと申し上げますが、今回ですね2名の議員から出されましたし、総務文教常任委員会からは修正案も出したわけですね。議会の任務は議案の審議をして、特に予算審議、無駄なことを削る、これが基本ですね。44号議案は補正予算の審議でありますけれども、人事権の問題だとか発言がありました、これは人事の問題ではありませんし。それから組織論の問題であろうと思っています。先ほど久保山議員から、町長を支えるためにみんなで支えることが大事だとおっしゃった、これは間違いだと私は思っています。なぜならば、組織をきちっとつくて、その組織に責任と権限を与えて組織を動かすのが、組織に権限も与えないで必要な参事が、必要であれば参事をつくれればいいけれども、それをつくらないで参事の職を据えるというのはもともと組織論から間違いであります。私は町長に、コマンダーかリーダーかと聞いたときにセンターという言葉があるが、という回答をされました。私、町長どうなっているのかわからんです。コマンダーとリーダーというのは機能の問題なんです。センターというのは位置の問題ですね。位置と機能を混同されて考えている。そういう考えのもとに今回の参事というものを設けられた。前は、もし参事というポスト、これはですね、国会というか内閣に、各省庁に参事官、審議官というポストがあります。これは、はかりごとに参じる、計画に参じるということなんです。事務というのはルーチンワークですね、事務員。それからそれをあげる、その責任と権限を明確にするために参事がある、参事職がある。これは事務職でも基山町決めています。もしそういうのが必要であったら全部の課につくらなければいけない。

それで、先ほど松石議員から引き継ぎのためだけだと、これは鳥飼議員から反論がありましたけれども、町長そうおっしゃっているんですから、引き継ぎのためだけだって。だから引き継ぎの関係ある5人だけに絞られているわけですよ。そうすると参事なんてね、基山町の規則では引き継ぎのときにはちゃんと文書でやって、上司の印鑑をもらって引き継ぎ書をつくってやれということになっているんです。誰が来てもできるようになっているんです。

引き継げるんです。我々はここから北海道へ行っても引き継ぎはやります、文書だけで。それはできるんですよ、皆さん職員の方はできるはずなんです。しかもですね、今までこの小さな庁舎の中だけで育った人が引き継ぎやるんですよ。したがって参事官の管理職手当は無駄な予算である。参事官職を設ける必要はありませんし、町長自身がですね、役場の組織改編のときに先ほど話がありましたように、参事なんて必要ないんだということで参事を削られたじゃないですか。今はその後に来たのが保育園の園長さんが参事職ということでつかれておりますけれども、趣旨一貫をしております、小さな役場ですからね。

それからもう一つ、これを執行するに当たって課長の意見を聞いたと言われて町長は意気高々と言われてました。でもね、全人事権を持った町長のもので、意見に、考え方にまともに反対される課長はおられないんじゃないかと思いますよ。私がそれやってきて失敗しているんですよ。上司に盾突いたというかね、言ったらけんかして、やっぱり失敗する。そんなことは、私みたいなばかはおられないと思います。きちっとね上司が言われれば、ああそうでございます、そのとおりでございますって言われると思うんですね。それを意見聞いたと言ってね、されているというのはまあぐあいが悪い。住民の意見の方はどうかと言いますと、一様に、全部聞いたわけじゃありませんよ、私が会った人にいろんなことを聞いたんです。去年の12月以降ですね。まあ、ものに対する認識不足ですね、その愚行というかもうそれ愚行と言った方おられますから、私に愚行と言いますけれども、一様に驚いておられます。

本案にないと思いますけれども、この修正案にですね反対される、賛成される方がおられたか、反対される方がおられたか、これはね組織論を理解していないか町長におもねっているとしか考えられない。先ほど久保山議員が言われたようにですね、住民の方にどう説明できるんですか、議会がチェックしなくてね、住民の方がそういうふうにいっぱい私も聞いていますが、それにどう説明するんですか。先ほど久保山議員も言われましたけれど、こういうことをやっていると、今議会不要論が出ていますがそれをさらに加速することになりかねない。我々は信頼を得るためにもですね、議会がきちっと行政をチェックして必要なところを予算削って、今国民年金とかね安い年金で生活たくさんふえているんですから。税金の無駄遣いをされないために我々は活躍をしなければいけないと思っています。町長、おまえには惻隱の情がないのかと言われるかもわかりませんが、税金が無駄遣いされるようなことに惻隱の情はない。私はね、思いやり、惻隱って思いやりっていうんですけどね。これはやっぱり真剣な立場でしっかり行政執行部と議論していかなきゃない、こう思います。

したがって今回出された修正案については、もろ手、もろ足を挙げて賛成をする立場でありますので、皆さんよろしく御理解をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（後藤信八君）

ほかに討論される方おられませんか。木村議員。

○4番（木村照夫君）（登壇）

木村です。私は修正案の反対意見を申し上げます。

私も当初は参事手当は反対でございました。当然、地方公務員、国家公務員は60歳で定年って当然わかつたろうかと、役場入所当時からですね60でやめるということは、今さら急に1月から3カ月間係長を参事職に充てると、何ですかと町長にお伺いしました。でも、人材不足でしたというはっきり申し上げられました。私も仕事の申し継ぎ、私も民間企業で働いておりました。海外工場で2年間働きました。派遣という形です。その当時のことが頭の中に浮かんでまいりました。前担当者との申し継ぎ、1カ月間かかりました。言葉もわからず、西や東、南の方向もわからず1カ月間勉強させてもらいましたけれども、前担当者が帰った後、何もできず言葉もわからない、仕事のやり方もわからない。本当あの一生懸命悩んだことがあります。台湾はげと言いますね、はげができてですね、幾つでもできました。そういう申し継ぎのつらい経験を経験しております。仕事も効率が上がらず、日本の本社からはですね、何をしているのかと、生産管理、品質管理、人事管理といろんなことを注意されてですね、なかなか会社に迷惑をかけたことがございます。その仕事の引き継ぎの重要性、それを皆さんわかっていない。だから係長をですね、次の参事職に充てて使命感と責任感を持たせ、絶対町民住民のサービス低下を起こさない、そういう体制をつくってもらいたいわけです。そうして参事職がですね、うんとモチベーションを上げて、今から予算の編成とかありますけれども、そういう仕事の業務を支障を来さない。最も重要なことは、町民サービス低下を起こすことでもあります。それを防げたら参事職1人当たり10万5,000円、1カ月3万円。これは貴重な金銭で次の基山町を背負ってくれると思ひまして、私は修正の反対の意見を申し上げます。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（後藤信八君）

ほかに討論される方おられますか。品川議員。

○10番（品川義則君）（登壇）

修正案に賛成の立場から議員として発言をさせていただきます。

反対意見の中に過去の自分の経験なり、ましてやこれからこういう参事の制度を取り入れるという荒唐無稽な議員として、意見としてどうなのかというふうに私議席で聞いておりました。

昨年1年前、この参事制度の導入について大いに議論がありました。私もその中に大いに悩み、苦渋をしながらその案に賛成をしてしまいました。あれから1年、県から田代副町長をお迎えし、ことしも5人の課長が退職をされるということを知っていて1年間非常に頑張ってきたと思っております。またそうでなければいけないと思っております。それがあるゆえにまたことしも、今年度もこういう体制をとるということは、逆に我々は議会人として執行部に猛省を促し、さらなる住民サービスの充実をより一層励むべきだと思っております。議会人としてやはりここは厳しくこの判断を下すべきだと私は思いますので、皆さんの御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（後藤信八君）

修正案に討論ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、修正案に対する討論を終わります。

第44号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第6号）の原案に対する討論を行います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、原案に対する討論を終わります。

第44号議案を採決します。

お諮りします。本案については、総務文教常任委員会の修正案と議員2名から提出された修正案が提出されておりますが、総務文教常任委員会の修正案は全て議員2名から提出された修正案に包含される内容となっております。そこで採決の方法として議員2名から提出された修正案の採決により総務文教常任委員会の修正案も一括して同様に採決されたものとみなして、総務文教常任委員会の修正案に対する採決は行わないことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員会の修正案を含めて議員2名から提出された修正案の採決を行うことにします。

本案に対する議員2名からの提出した修正案について採決します。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

起立多数と認めます。よって、第44号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第6号）の修正案は、可決されました。

次に、第44号議案のうち修正議決した部分を除く原案の部分について採決します。原案に対する総務文教常任委員長の報告は修正可決、厚生産業常任委員長の報告は可決です。

修正議決した部分を除く原案の部分について、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第44号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第6号）の修正議決をした部分を除く原案の部分は、可決されました。

第45号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第45号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第45号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、可決されました。

第46号議案 平成24年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、討論を終わります。

第46号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

全員起立と認めます。よって、第46号議案 平成24年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）は、可決されました。

日程第4 請願第1号

○議長（後藤信八君）

日程第4. 請願第1号 都市計画道路「日渡長野線」延伸と長野地区の計画的な土地利用に関する請願書、委員会付託を議題とします。

請願文書表の朗読をします。古賀事務局長。

○事務局長（古賀敏夫君）

請願文書表

受 理 番 号 1

受 理 年 月 日 平成24年12月4日

件 名 都市計画道路「日渡長野線」延伸と長野地区の計画的な土地利用に関する請願書

請 願 の 要 旨 日渡長野線の延伸と長野地区の計画的な土地利用を進めること

請願者の住所及び氏名 基山町大字長野586-4 第7区区長 園木春義氏

別冊署名174名

紹 介 議 員 指 名 重松一徳議員

以上です。

○議長（後藤信八君）

本件については、これより紹介議員の趣旨説明を求めます。重松議員。

○6番（重松一徳君）（登壇）

6番議員の重松です。

都市計画道路日渡長野線の延伸と長野地区の計画的な土地利用に関する請願書が第7区区长園木春義氏外174名から出されました。私は紹介議員となりましたので請願の内容等について説明し、紹介議員になること理由を簡潔に述べます。

都市計画道路日渡長野線の延伸と長野地区の計画的な土地利用について

基山町は昭和40年代後半から企業の誘致と団地開発により、昭和50年は人口1万1,023人からピーク時の平成12年は1万9,176人まで増加してきた。しかし平成24年9月末は1万7,716人と、この12年間で約1,400人の人口減少になっている。

長野地区は昭和42年に伊藤ハム九州工場ができて以来、製造業、流通業などさまざまな企業が進出し、基山町の発展に多大な貢献をしてきた。しかし現在は、市街化区域はほぼ開発が進み、市街化調整区域内の農地が農地転用され隣接する流通企業の大型トラック駐車場や製造企業の社員駐車場になっている。特に、町道千夫長野線沿いの市街化調整区域内の農地は全て農地転用されている。

基山町は第4次総合計画や基山町都市計画マスタープラン、第3次基山町国土利用計画で長野地区の計画的な開発を明記している。

第4次基山町総合計画では「市街化の適正な誘導：国道3号線沿道では背後の居住環境に配慮しながら商業業務機能を中心とした良好な沿道市街地の形成を図ります。」

基山町都市計画マスタープランでは「長野地区の流通・工業地においては、隣接する鳥栖市の流通・工業地の本町方向への進展に伴う連続的な土地利用の連携とともに、国道3号線の秩序ある市街地を形成していくため、計画的な区域区分の変更について検討していきます。」「長野地区の流通・工業地における事業活動の効率化と今後の流通・工業地の計画的な拡大に対応するため、都市計画道路日渡長野線を延伸し、格子状の幹線道路網の早期完成を目指します。」

第3次基山町国土利用計画では「長野地区の流通・工業地は、九州自動車道鳥栖インターの利便性を生かした新たな産業用地の拡大を図る。そのために、区域区分（線引き制度）の見直しを検討する。また、あわせて鳥栖流通業務団地方面との連携を強化し、流通・工業地の土地利用を推進する都市計画道路日渡長野線の延伸、及び国道3号線へのアクセス道路を整備する。」

基山町は恵まれた交通アクセスによる流通・工業の誘致と緑豊かな自然環境と調和した団地開発を行ってきました。今後も計画的な開発を進めていただくよう、地方自治法第124条の規定により、下記のとおりお願いいたします。

記

- 1、都市計画道路 日渡長野線の延伸を地元・地権者の合意のもと進めること。
- 2、第4次基山町総合計画を初め、基山町都市計画マスタープラン、第3次基山町国土利用計画に明記された「長野地区の計画的な土地利用」を進めること。
- 3、そのために平成25年度予算に、道路整備基礎調査を初め関連予算を計上すること。
- 4、今後必要に応じて、長野地区住民・地権者と対話、説明会を開催すること。

以上。

以上が請願の内容です。

私は紹介議員になったのは、ただ単に長野地区の道路、そして地区開発にとどまらず、基山町が今抱えております少子高齢化を初め町の活性化が衰えている、衰退している理由の中に土地の利用活用がされていないというふうにも思っております。基山町全体の都市計画の見直しもしなければならない、そのための1つの起爆剤に私は今度の請願がなるという理由をもって紹介議員となりました。

議会におきまして十分調査、審査していただき請願の採択をしていただくようお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

お諮りします。請願第1号については閉会中の継続審査に付するため、会議規則第91条第1項の規定により厚生産業常任委員会に付託することに御異議ございませんか。意見ですか。片山議員。

○9番（片山一儀君）

今までこの取り扱いについて、議会運営委員会で随分審議されてきました。非常に画期的でない請願だと思います。これは、これから基山町の行政を随分変えていくだろうと思います。

私も13年に請願をしたことがあります、自分が。でも、紹介議員が誰も出られませんでした。なぜか、議会改革をやったからです。議会の中のことをしようと思ったら、議員が紹介議員に誰もなってくれない。2回目議員になってから紹介議員になりました。これは議会運

営委員会で否決をされました。それはコンピューター関係の問題で、前の今の議員ではないですよ、もっと古い時代ですから余りわからない方が審議されたんです。結局否決になったのですが、今回こういう形で出てきました。これでなぜ私が意見を申し上げるかというのですね、議運を拝見していて議運の委員長重松議員です。すばらしいと思いました。なぜならば、これは自分が請願している事項だから、自分はこの議運の審査にかかわらない、したがって副委員長の品川議員に譲られて審議をされました。これはですね、地方自治法の第117条除斥という項目があるのですが、それを当然念頭に入れられた行為だと思います。この除斥と行為は、前の酒井議長のとときに林議員が除斥になったことがあります。今回、もしこの案のとおり厚生産業常任委員会に付託をされると、産業常任委員会の副委員長が重松議員なんです。それで、重松議員は7区の委員もおやりになっておる。そうすると当然今6名の議員、委員長を除くと5名ですね、そうして1人除斥になると4名でになることになるんです。

それが1点と、それからこの議運でも最初から問題になっておりましたように、この提案は総合計画、都市計画いろんなことにかかわります。これは総務文教常任委員会にもかかわる事項なんですね、これ当初からも議運でもやられているんですけども、いろんなことで幅広いもの。この今基山町の総合計画なり都市計画なりは、私がいつか指摘したようにできる計画なんです。コンサルを入れているために、これをやろう、これをやろう、これから順番をつけてやろうという計画にはなっていないんです。これもできる、あれもできるという計画なんです。そうするとこれはですね、議会が審議するときには単に4名ぐらいの厚生産業委員会じゃなくて、特別委員会を設けてですね全員がやっぱりやるのが大事、必要だと思うんですね。

そこで、これからこういう議案はたくさん出てくると、請願出てくると思います。例えば、鳥飼議員がよく言われる長谷川なんとか線ですね。それから、けやき台の議員の方が言われるように久保田線ですかね。そういうふうな白坂久保田線とか、いろんなのがこれから出てくる。そうしたときの取り扱いも全部含んでですね、やはり全議員が集まって、特別委員会をつくれればそれができるわけですから。議運の中でね、全協でも審議できるし、後でって話がありましたけれど全協の性格は全然違いますから。本来に真剣に取り組むためには、総合的に真剣に取り組むためには、特別委員会を設置をしてそれに付託をすることが大事だろうと思います。一番最初の大事な案件ですからね、そのようにぜひお願いしたいと思います。

○議長（後藤信八君）

意見としてお伺いしておきます。

ほかに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

日程第5 所管事務等の調査について

○議長（後藤信八君）

日程第5. 所管事務等の調査についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会及び議会運営委員会より提出された別紙所管事務等の調査についてに記載どおり会議規則第72条の規定により本件を承認と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

日程第6 議員派遣の件

○議長（後藤信八君）

日程第6. 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付しております議員派遣計画表のとおり派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

今期定例会に付議された事件はすべて議了しました。

以上をもちまして、平成24年第4回基山町議会定例会を閉会します。

～午後3時57分 閉会～

基山町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 後藤 信八

基山町議会議員 品川 義則